

## 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建補助金

町では、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建を支援し町内での定住を推進するために、町内で新たに住宅を再建した世帯に対し補助金を交付しています。

### 1. 対象者

次のすべての要件を満たす世帯

- (1) 平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった世帯
- (2) 津波により居住する住宅に半壊以上の被害を受けた世帯
- (3) 町内に新たに住宅を再建する世帯 ※申請年度内に引渡し完了するものに限る。

※防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及びその他町による同様の住宅補助を受けた世帯を除く。

### 2. 補助金の種類と金額

次のいずれかひとつとする。

#### (1) 現金再建 最大250万円

※再建住宅の取得経費から被災者生活再建支援金に係る加算支援金を控除する。

#### (2) 借入再建 最大786万円（利子補給）

次の（ア）～（エ）の合計とする ※利子の利率は年利8.5%を上限とする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| （ア）住宅の建設・購入 | 最大444万円 |
| （イ）土地の購入    | 最大206万円 |
| （ウ）土地の造成    | 最大58万円  |
| （エ）家財道具の移転等 | 最大78万円  |

### 3. 追加支援策

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金

**家財購入補助 定額100万円** ※別途申請が必要です。

### 4. 申請期間

令和7年1月31日（金）まで

申請・問い合わせ先

**浪江町役場 住宅水道課 住宅係 電話 0240-34-0232（直通）**